特許製品の並行輸入 ~法概念を中心とする多角的検討~



辻本法律特許事務所 弁護士 **辻本** 良知

第1 はじめに

特許権者等が適法に流通に置いた特許製品(真正商品)について、正式な総代理店を通すことなく、当該特許製品を輸入する行為が、いわゆる特許製品の並行輸入である。特許法の規定によれば、発明の実施には「輸入」も含まれており(特許法第2条第3項)、特許権者は業として特許発明の実施をする権利を専有する(特許法第68条)とされていることから、このような特許製品の並行輸入も、特許権侵害を構成するのではないかが問題となる。

世界各地で販売される同一の特許製品に関して、すべて統一価格が設定されているのであれば、およそ並行輸入という業態は成立しない。ところが、各国の経済事情その他により、現実として、同一の特許製品についても内外価格差が存在しており、特許製品の並行輸入は日常的なものとして行われている。

このように、特許製品の並行輸入は、もはや日常的なものとして、企業や一般消費者の利益に深くかかわるものとなっており、それが特許権侵害を構成するのか否かは極めて重要な問題である。

並行輸入は、上記のように内外価格差の存在を前提とするものであり、為替その他の国際的な経済事情に影響を受けるところが大きい。1980年代後半以降、円高が進行し、内外価格差や輸入拡大に対する社会的関心が高まったのと時期を同じくして、並行輸入に対する社会的関心が高まったのも、このような事情に起因するものと思われる¹。

我が国における並行輸入に対する考え方が、(詳細は後記するが)特許権侵害を肯定するもの (大阪地裁昭和44年6月9日判決)から、並行輸入を許容するもの(最高裁平成9年7月1日判決) に変化した背景にも、世界市場や貿易に対する社会的背景・国民意識の変化があるのではないかと思われる。

その後、2002年(平成14年)に日本・シンガポール新時代経済連携協定が発効したのを皮切りに、多くの経済連携協定(EPA)が発効し、2011年(平成23年)には環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への交渉参加が表明されるなど、経済のグローバル化はさらに進展するに至っている。このように、かつての、輸入製品に対して関税を課すことで、自国の産業を保護しようとの考え方から、世界をひとつのマーケットと捉え、経済の規模を大きくすることで、経済成長を

¹ 鈴木將文「並行輸入と特許権-BBS並行輸入事件」(特許判例百選 第三版) 218頁

はかるべきとの考え方が主流になりつつある²。

このように、経済活動の主戦場であるマーケットそのものに対する考え方が、根本的に変貌を 遂げようとしている状況下において、もう一度、並行輸入に関する問題を検討しなおすことは有 意義であろうと思われる。

そこで、本稿においては、まず、並行輸入に関する裁判例の流れを紹介し、並行輸入が特許権 を侵害するものであるのか否かについて、法概念の検討を中心に据えつつ、実務的、経済的観点 からも、多角的に検討することを目的とする。

第2 並行輸入に関する裁判例の流れ

1 ボーリング用自動ピン立て装置事件(大阪地裁昭和44年6月9日判決)

特許製品の並行輸入について、我が国で最初に判断を示したのが、ボーリング用自動ピン立て装置事件判決(大阪地裁昭和44年6月9日判決)である。

これは、日本とオーストラリアの両国においてボーリング用自動ピン立て装置に関する特許権を有する原告が、オーストラリアで製造販売された当該特許製品の並行輸入について、その差し止めを求めた事件である。

本件に関して大阪地裁は、次のように、特許独立の原則を根拠として、特許製品の並行輸入は 特許権侵害を構成すると判示した。

「各国における特許権はその国の特許法に基づいて存在するものであつて、・・・登録国の数に応じた別個独立の特許権が成立し、これらは互いに相侵すことなく無関係に併存し、ある国の特許権について生じた事由は他国の特許権の効力に影響を及ぼさないものと解すべきである。」

「特許製品が適法に販売されるときは、特許権者はこれによって実施の目的を達し、右製品について特許権に基づく追及権は消耗する・・・しかし、前述のように特許権には地域上の制限があり、各国の特許権は互いに独立しているから、特許権消耗の理論が適用されるのは、その特許権の付与された国の領域内に限られると解すべきである。そうだとすれば、ある製品につき一国の特許権の消耗を来すべき事由が生じたとしても、これにより当然他国の特許権もまた消耗すると解すべきいわればない。|

「そもそも、工業所有権制度は、各国の歴史的、社会的経済的な基盤の上に立脚するもので、それぞれの実情に応じた特色を有しているのである。国際的通商貿易の拡大に伴なつて流通市場の国際的統合化現象が進展しつつある折柄特許権の属地主義、特許独立の原則を貫ぬくときは、同一発明に対する多数国の特許群を擁する世界的企業の国際的市場への進出が、自由競争を圧迫する幣害をもたらすことがあるであろう。しかし、独占の幣害の防止を図るに急な余り、当該企業の有する内国特許権に対する保護を軽んずるときは、却って特許制度の本旨に添わない結果をもたらすことになる。」

このように、大阪地裁判決は、「各国の特許権は互いに独立している」ことを根拠として、「特許権消耗の理論が適用されるのは、その特許権の付与された国の領域内に限られると解すべき」と指摘(特許権消耗の理論=消尽論の意義については、後の項において詳論する。)し、ある特許製品が海外において流通に置かれたとしても、当該特許製品を日本に輸入することは、日本の特許権を侵害すると判示した。

² 少子高齢化が進み、日本国内の市場規模が縮小していく中、世界をひとつのマーケットとして捉えるべきとの考え方そのものは、自然な成り行きであろうと思われる。

2 BBS事件(最高裁平成9年7月1日判決)

前掲大阪地裁判決によって、特許製品の並行輸入が特許権侵害を構成すると判示されて以降、 特許製品の並行輸入に関する裁判例は現れなかった。

そのような状況下で現れたのが、BBS事件判決(最高裁平成9年7月1日判決)である。

これは、日本とドイツの両国において自動車のアルミホイールに関する特許権を有する原告が、ドイツにおいて製造販売された当該特許製品の並行輸入について、その差し止めを求めた事件である。

(1) BBS事件第一審判決 (東京地裁平成6年7月22日判決)

本件に関して第一審である東京地裁は、次のように、前掲大阪地裁判決とは異なる論理構成を 採用しつつも、結論としては、特許製品の並行輸入は特許権侵害を構成するとした。

「特許権独立の原則を定めるパリ条約四条の二及び属地主義の原則は、真正商品の並行輸入の許否の判断を直接左右するものではない。そこで、我国特許法の解釈として・・・特許権の侵害とならないものということができるかについて検討する。|

「外国における特許発明の実施品の譲渡によりその国における特許権が用い尽くされたことを理由として、我国への当該商品の輸入や、我国での販売、使用が我国での特許権の侵害に当たらないとすることが・・・特許法の目的に沿うものとも、特許制度による特許権者と社会公共の利益の調整についての国際社会における意識に合致するものとも認められない現在においては、特許法の文言のとおり、当該商品の輸入、販売、使用は我国の特許権を侵害するものというべきである。」

「同一の発明について複数の国で特許権を得た者は、それぞれの国における技術の公開による その国の技術の進歩と産業の発展への寄与の代償として、付与された特許権の効力により、当該 特許発明の実施品である商品のその国への輸入や最初の譲渡をその国毎に支配することが認めら れているのである。」

「現行特許法の立法当時外国における特許権者自身又はその者から許諾を受けた者が外国で販売した特許発明の実施品を、業として我国へ輸入し、販売し、使用する行為が、同じ発明についての我国の特許権を侵害するものではないと解すること(特許権の国際的用尽)が、我国における共通の理解であったものとは認められない。そうすると、・・・特許権の国際的用尽は、現在の特許法が前提としていたものとは認められないから、業としての並行輸入及び並行輸入品の販売、使用は、文言のとおり、我国の特許権の侵害に当たるものと解するのが素直な解釈である。」このように、BBS事件の第一審である東京地裁は、特許製品の並行輸入に関する問題が、特許独立の原則や属地主義によって解決されるべきでなく、我が国の特許法の解釈として結論付けられるべき問題であるとした。ただ、そのうえで、結論としては、当該判決時点においては、並行輸入を許容することが、我が国における共通の理解であるとは認められず、特許法が前提にしているとも認められないとして、特許製品の並行輸入は特許権侵害を構成するとした。

(2) BBS事件第二審判決(東京高裁平成7年3月23日判決)

前掲第一審判決に対して、第二審である東京高裁は、次のように述べて、特許製品の並行輸入 は特許権侵害を構成しないとした。

「特許権者は、国外においてではあっても、拡布の際に、発明公開の代償を含めて特許に係る製品価格を自由な意思に基づいて決定することができる場合においては、発明公開の代償を確保する機会が保障されているということができるから、前記の国内における消尽の場合とその利益

状況は何ら異なるところはない。すなわち、特許権者等による発明公開の代償の確保の機会を一回に限り保障し、この点において産業の発展との調和を図るという前記の国内消尽論の基盤をなす実質的な観点からみる限り、拡布が国内であるか国外であるかによって格別の差異はなく、単に国境を越えたとの一事をもって、発明公開の代償を確保する機会を再度付与しなければならないという合理的な根拠を見いだすことはできないというべきである。そして、このことは、我が国の経済取引において、取引の国際化が極めて広範囲、かつ、高度に進展しつつあるとの公知の現代の国際経済取引の実情を踏まえると、より一層の強い妥当性を有することは明らかなところである。

このように、第二審である東京高裁は、特許権が国際的に消尽することを根拠として、特許製品の並行輸入は特許権侵害を構成しないとした。

(3) BBS事件最高裁判決(最高裁平成9年7月1日判決)

このような第一審判決、第二審判決に対して、最高裁は次のように判示した。

まず、「権利行使の対象とされている製品が当該特許権者等により国外において譲渡されたという事情を、特許権者による特許権の行使の可否の判断に当たってどのように考慮するかは、専ら我が国の特許法の解釈の問題というべきである。・・・この点についてどのような解釈を採ったとしても、パリ条約四条の二及び属地主義の原則に反するものではない」と述べて、特許製品の並行輸入に関する問題が、特許独立の原則や属地主義とは無関係であることを明確にした。

そして、「特許権者又は実施権者が我が国の国内において特許製品を譲渡した場合には、当該特許製品については特許権はその目的を達成したものとして消尽し、もはや特許権の効力は、当該特許製品を使用し、譲渡し又は貸し渡す行為等には及ばないものというべきである。けだし、・・一般に譲渡においては、譲渡人は目的物について有するすべての権利を譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していたすべての権利を取得するものであり、・・・仮に、特許製品について譲渡等を行う都度特許権者の許諾を要するということになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、特許製品の円滑な流通が妨げられて、かえって特許権者自身の利益を害する結果を来し、・・・他方、特許権者は、特許製品を自ら譲渡するに当たって特許発明の公開の対価を含めた譲渡代金を取得し、特許発明の実施を許諾するに当たって実施料を取得するのであるから、特許発明の公開の代償を確保する機会は保障されているものということができ、特許権者又は実施権者から譲渡された特許製品について、特許権者が流通過程において二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである。」として、特許権が国内的に消尽することを肯定した。

もっとも、「しかしながら、我が国の特許権者が国外において特許製品を譲渡した場合には、 直ちに右と同列に論ずることはできない。すなわち、特許権者は、特許製品を譲渡した地の所在 する国において、必ずしも我が国において有する特許権と同一の発明についての特許権(以下「対 応特許権」という。)を有するとは限らないし、対応特許権を有する場合であっても、我が国に おいて有する特許権と譲渡地の所在する国において有する対応特許権とは別個の権利であること に照らせば、特許権者が対応特許権に係る製品につき我が国において特許権に基づく権利を行使 したとしても、これをもって直ちに二重の利得を得たものということはできないからである。」 として、海外において特許製品を譲渡した場合については、特許権が国内的に消尽することと同 様に論ずることはできないと指摘した。

その前提において、「現代社会において国際経済取引が極めて広範囲、かつ、高度に進展しつ つある状況に照らせば、・・・輪入を含めた商品の流通の自由は最大限尊重することが要請され

ているものというべきである。そして、国外での経済取引においても、一般に、譲渡人は目的物 について有するすべての権利を譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していたすべての権利を取 得することを前提として、取引行為が行われるものということができるところ、前記のような現 代社会における国際取引の状況に照らせば、特許権者が国外において特許製品を譲渡した場合に おいても、譲受人又は譲受人から特許製品を譲り受けた第三者が、業としてこれを我が国に輸入 し、我が国において、業として、これを使用し、又はこれを更に他者に譲渡することは、当然に 予想されるところである。右のような点を勘案すると、我が国の特許権者又はこれと同視し得る 者が国外において特許製品を譲渡した場合においては、特許権者は、譲受人に対しては、当該製 品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨を譲受人との間で合意した場合を除 き、譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者に対しては、譲受人との間で右 の旨を合意した上特許製品にこれを明確に表示した場合を除いて、当該製品について我が国にお いて特許権を行使することは許されないものと解するのが相当である。すなわち、・・・特許製 品を国外において譲渡した場合に、その後に当該製品が我が国に輸入されることが当然に予想さ れることに照らせば、特許権者が留保を付さないまま特許製品を国外において譲渡した場合に は、譲受人及びその後の転得者に対して、我が国において譲渡人の有する特許権の制限を受けな いで当該製品を支配する権利を黙示的に授与したものと解すべき・・・他方、特許権者の権利に 目を向けるときは、特許権者が国外での特許製品の譲渡に当たって我が国における特許権行使の 権利を留保することは許されるというべきであり、特許権者が、右譲渡の際に、譲受人との間で 特許製品の販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨を合意し、製品にこれを明確に表示し た場合には、転得者もまた、製品の流通過程において他人が介在しているとしても、当該製品に つきその旨の制限が付されていることを認識し得るものであって、右制限の存在を前提として当 該製品を購入するかどうかを自由な意思により決定することができる。・・・特許製品の譲受人 の自由な流通への信頼を保護すべきことは、特許製品が最初に譲渡された地において特許権者が 対応特許権を有するかどうかにより異なるものではない。」と結論付ける。つまり、最高裁は、 ①譲受人との関係では、当該製品の販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意をし、 ②転得者との関係では、当該合意を明確に表示した場合を除いて、特許製品の並行輸入に対し て、特許権者は特許権を行使することが許されないと判示している。そして、かかる判断を基礎 付けるものとして提示されたのが、特許権者による黙示の許諾である。

このように、第一審と第二審において結論の分かれていた並行輸入の許否について、最高裁は、「特許権者による黙示の許諾」という論理構成を用いることにより、いわば両者の中間的な立場を採用したものと評価することができる。

第3 法概念に基づく検討

1 総論

前掲BBS事件最高裁判決でも指摘されているように、特許製品の並行輸入に関する問題が、 特許独立の原則や属地主義とは無関係であり、もっぱら我が国の特許法の解釈問題として検討されるべき事項であることは当然である。

特許製品の並行輸入の問題については、このような認識の下、これまで実に多様な議論が展開されてきた。ただ、「特許法の解釈問題」という前提に立ちつつも、もっぱら経済的観点、政策的観点を軸として論じられてきた感がある。およそ法解釈である以上、あくまでも中心に据えられるべきは法文の規定であり、法文の規定に解釈の余地があるのであれば、法の趣旨等による概

念の定義づけの作業が優先されるべきである。もちろん、その過程において経済的、政策的要素等が考慮されることは必須であろうが、それが法の趣旨等による概念の定義づけの枠を超えるようなことがあってはならない。法の趣旨等に基づく概念の定義づけが、経済的事情その他により許容し難いものとならざるを得ないのであれば、それはもはや立法的に解決せざるを得ない問題と言うべきである。

そこで、本稿においては、まず我が国の特許法の解釈として、特許製品の並行輸入の許否について考察し、当該解釈が、実務的、経済的観点からも支持、許容し得るものであるのかどうかについて検討する。

2 検 討

本稿の冒頭でも述べたように、特許権者等が適法に流通に置いた特許製品(真正商品)について、正式な総代理店を通すことなく、当該特許製品を輸入する行為が、いわゆる特許製品の並行輸入であるところ、特許法の規定によれば、発明の実施には「輸入」も含まれており(特許法第2条第3項)、特許権者は業として特許発明の実施をする権利を専有する(特許法第68条)とされている。そこで、このような特許製品の並行輸入も、特許法にいう「輸入」の概念に該当し、特許権侵害を構成するのではないかが問題となる。つまり、特許製品の並行輸入を検討するに際しては、特許法第2条第3項の「輸入」という概念が、およそすべての通関行為を意味するのか、それとも真正商品の通関行為は含まれないのかが問題となる。。

確かに、特許法の法文では単に「輸入」と規定されているのみである。しかしながら、そもそも特許法は、①発明者には、発明を公開する代償として、当該発明に関する独占権の付与というインセンティブを認めることにより、技術の進歩に対する効果を期待し、②公衆には、公開された発明の模倣を禁止する代償として、当該発明の内容を認識し、利用するインセンティブ(特許法第69条参照)を認めることにより、技術の進歩に対する効果を期待しているのである 4 。このことは、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」という特許法の目的(特許法第1条)に、よく表れている。つまり、特許法が本来的に予定しているのは、公衆に対する模倣の禁止 5 であって、真正商品に関する流通の禁止ではないのである 6 。

そして、このような特許法の本来的に予定している作用を説明するための理論が、いわゆる消尽理論のはずである。すなわち、消尽理論とは、権利者が特許に係る物を適法に流通に置くことにより、当該特許製品に関して、特許権はその目的を達したものとして消尽する、という理論であるところ、このような消尽の効果は、権利者の重複利得の禁止等というよりも、むしろ、特許法の本来的に予定している上記のような作用・目的により、直截に発生するものと考えるのが妥当である⁷。

³ 中山信弘「特許製品の並行輸入問題における基本的視座」(ジュリストNo. 1094) 60頁

⁴ 吉藤幸朔 熊谷健一補訂「特許法概説」(第13版) 3頁

⁵ TRIPs協定の第6条に「・・・この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない」と規定されているため根拠とするものではないが、同協定の前文において「不正商品の国際貿易」という表現が用いられているのも、知的財産権制度が本来的には、模倣品=不正商品の取り締まりを予定したものであって、真正商品の取り締まりを念頭に置いているものではないことの表れである。

⁶ 前掲中山62頁においても「知的財産権法は、基本的には偽物を退治する制度であり、真正商品についての規制については自ずから限界があると考えるべきであろう。」と指摘されている。

そうであるならば、国内、海外、さらには海外における対応特許の存否等を問題とするまでもなく、権利者が適法に流通に置いた特許製品(真正商品)である限り、特許権はその目的を達したものとして消尽しており、権利者はもはや権利行使することができないと帰結されることになる。

したがって、特許法第2条第3項の「輸入」という概念には、真正商品の通関行為は含まれないと解釈するのが妥当であり、特許製品の並行輸入は、海外における対応特許の存否等を問わず、特許権侵害を構成するものでない。

3 補 足

権利者により適法に流通に置かれ、権利が消尽している特許製品(真正商品)であっても、当該特許製品につき加工や部材の交換等がなされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造された場合には、特許権者は、その特許製品について権利を行使することが許されるとされている⁸。消尽理論の根拠・内容について本稿のように捉えたとしても、このような再生産行為に対して、特許権者が権利行使できることは当然である。なぜなら、確かに当該再生産行為は、権利者が適法に流通に置いた真正商品を用いてはいるが、当該再生産品は、権利者以外の者が新たに生産したと評価される模倣品に他ならず、これを取り締まることは特許法が本来的に予定している作用・目的と何ら矛盾しないからである。

第4 実務的観点に基づく検討

特許法が本来的に予定している作用・目的に基づいて、特許法第2条第3項の「輸入」の概念を解釈した場合、前記のように特許製品の並行輸入は、「輸入」の概念に該当せず、許容されることになる。そして、かかる解釈を用いた場合、並行輸入品の差し止め等は問題にならないのであるから、手続その他、実務の運用等において、特段の問題が生ずることはない。

これに対して、特許製品の並行輸入を禁止し、あるいは一定の場合に禁止することを肯定する 見解によるならば、実務的にいくつかの問題が生ずるように思われる。

まず、問題となり得るのは、ひとつの製品に複数の特許権が絡んでいる場合である。技術分野にもよるであろうが、ひとつの製品に関して、異なる企業の複数の特許権が用いられていることは珍しいことではない。並行輸入を禁止し得るということになれば、そのような製品について、複数の特許権者の利害調整の問題が生じたり、些細な部分に関する権利を根拠として全体の輸入が否定されたりする可能性も生じてしまう。もちろん、権利濫用の法理等により不都合を回避することも理論的には可能であろうが、権利濫用のような実質的判断を税関に委ねるのは困難であり、通関の現場、さらには特許権者や輸入業者等の利害関係人に、多大な混乱を招く可能性が存在する。

つぎに、特許製品の並行輸入を禁止し得るとした場合、商標商品の並行輸入との関係も問題となり得る。すなわち、商標商品の並行輸入は、商標権の出所識別機能を害さないことから、商標

⁷ 特許法の本来的な目的により導かれる以上、流通の安全や重複利得の禁止等という説明をする必要 はないのみならず、そのような説明を付加することにより、かえって法解釈に無用の混乱を生ぜしめ る可能性すらあると思われる。

⁸ 最高裁平成19年11月8日判決(インクタンク事件)

⁹ 前掲中山64頁

権侵害を構成しないとされている¹⁰ところ、特許製品の並行輸入は禁止し得るということになれば、許されているはずの商標商品の並行輸入を、特許権を用いることで阻止し得ることになるのである。

このように、特許製品の並行輸入を許容する場合には、何ら問題とならない実務的な諸点について、これを禁止し得るとする場合には、様々な問題が生ずることになる。

したがって、本稿の「第3 法概念に基づく検討」における、特許法第2条第3項の「輸入」 概念に関する解釈は、実務的な観点から検討しても支持されることになる。

第5 経済的観点に基づく検討

特許製品の並行輸入を論ずるに際し、従来、中心的になされてきたのが、経済的観点に基づく 考察である。

特許製品の並行輸入を認めるべきでないとする見解は、企業は収益の最大化を前提とした行動をとることから、並行輸入を許容(自由化)すれば、特許製品に関する内外価格差は解消し、国際的統一価格(市場が分割される場合であれば、最も高く設定される国の価格より低く、最も安く設定される国の価格より高い価格)が設定されることになるとする。そして、これを前提として、例えば、以下に挙げるような、並行輸入を許容する場合の経済的デメリットを指摘する¹¹。まず、並行輸入を許容する国と、禁止する国が存在する場合、これを許容する国の企業は、国際競争において、相対的に不利な立場に立たされると指摘する。また、製造コストの高い国(例えば、日本)の企業は、より安く製造することのできる国に製造拠点を移すことになるので、産業の空洞化をもたらすとも指摘する。さらに、企業が国際的統一価格を設定せざるを得なくなることから、企業の利益が減少するとの指摘もなされている。

これに対して、確かに並行輸入を許容すれば、輸入国の総代理店等は価格低下により損失を被るが、一般消費者としては安価に購入できることになり、企業の損失は、一般消費者の利益により相殺されることになるため、国民全体として算定するならば、その損益はプラスであるとの指摘もなされている 12 。

並行輸入をどのように扱うことが、経済的にみて優れているのかを検証することは、極めて困難な作業である。並行輸入を認めるべきでないとする見解の指摘する諸点は、なるほど理論的に突き詰めて行くと納得のできる部分も多い。その反面、国家国民全体の利益という視点で捉えた場合、並行輸入を許容することによりもたらされる利益の大きさも想像に難くない。

ただ、並行輸入を認めるべきでないとする見解が指摘する諸点について、理論的には筋が通っているとしても、それが現実に問題とすべきことかどうかについては疑問を感じるのも確かである。並行輸入禁止論が基礎とする経済的観点は、すべて人間は最も合理的な行動をとるものであるとの視座に基づき、一般消費者は必ず安価な並行輸入品を購入し、企業は必然的に国際的統一価格を設定するとの前提に立つものである。しかしながら、人間が必ずしも最も合理的な行動をとるものでないことは、おそらく経験則上明らかであろう。現に、大量の並行輸入品が出回っている商標商品について、並行輸入禁止論が指摘するような問題は顕在化していない¹³。

¹⁰ 最高裁平成15年2月27日判決(フレッドペリー事件)

¹¹ 相澤英孝「並行輸入 - 知的財産法と通商法 - 」(日本工業所有権法学会年報第19号) 7 頁

¹² 浜田宏一「特許権による並行輸入差止めの是非について – 経済学的考察」(ジュリストNo. 1094) 75頁

このように、並行輸入の許否に関して、経済的なメリット・デメリットを結論付けることは困難であるが、少なくとも、本稿の「第3 法概念に基づく検討」において検討したような、特許法が本来的に予定している作用・目的に基づく「輸入」概念の解釈を否定するほどの要因(デメリット)は見出し難いと思われる。

第6 まとめ

以上の検討により、特許法第2条第3項の「輸入」という概念には、真正商品の通関行為は含まれないと解釈するのが妥当であり、特許製品の並行輸入は、海外における対応特許の存否等を問わず、特許権侵害を構成するものではないと考える。

そして、このような特許法の解釈は、前掲BBS事件最高裁判決後、多くの経済連携協定(EPA)が発効し、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への交渉参加が表明されるなど、経済活動の主戦場であるマーケットに対する捉え方が変貌を遂げようとしている状況下において、むしろあるべき姿と言うべきである。

市場を分割する方法により企業利益の最大化を目指すのではなく、より大きな世界統一のマーケットにおいて利益を追求する方向に、舵を切る時代が到来しつつあるのではないだろうか。

以上

-

¹³ 前掲中山62頁